

群馬用水土地改良区
BCP for Large-scale Earthquakes
大規模災害業務継続計画
【地震編】

令和4年4月
(令和4年2月制定)

群馬用水土地改良区

目 次

第1章 群馬用土地改良区業務継続計画【地震編】の基本方針と構成

1. 業務継続計画の作成の背景
2. 本計画の位置づけ
3. 基本方針
4. 本計画の構成

第2章 想定被害と業務継続への影響

1. 地震発生時の被害想定

第3章 継続すべき優先業務

1. 優先業務の分類
2. 災害応急対策業務
3. 一般継続重要業務
4. 優先業務(災害応急対策業務)の実施
5. 被災施設の復旧

第4章 業務継続のための執務体制

1. 防災本部等
2. 発災時の行動
3. 安否確認
4. 権限委任
5. 職員用待機場所の確保

第5章 業務継続のための執務環境の確保

1. 庁舎・設備
2. 情報伝達、管理
3. 緊急輸送車両等の確保
4. 広報
5. 防災本部の代替措置
6. 資機材・用品等の備蓄
7. 負傷者の救護
8. 帰宅困難者への対応
1. 各個人における業務継続への取り組み

第6章 施設の耐震化

第7章 関係機関との協力体制

第8章 教育・訓練及び本計画の見直し

1. 教育・訓練
2. 本計画の見直し

第1章 群馬用土地改良区業務継続計画【地震編】の基本方針と構成

1. 業務継続計画の作成の背景

業務継続計画は、大規模な災害等が発生した場合、人員、物資、情報、ライフライン等の利用できる資源に制約があり、通常の体制では業務を実施できないことを前提として、優先すべき業務を特定するとともに、その実施に必要な態勢の確保やそのための準備等を予め講じることにより、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上を図り、適切な業務執行を行うことを目的とする計画である。

この業務継続計画について、中央防災会議が決定した首都直下地震対策大綱(平成17年9月作成、平成22年1月修正)では、首都直下地震による発災後の首都中枢機能の継続確保が不可欠とし、政治、行政、経済の枢要部分を担う首都中枢機関に対し業務継続計画の策定を求めるとともに、それ以外の防災関係機関についても、業務継続計画の策定などにより業務継続性の確保を図る、と記述されている。

群馬用水は、群馬県の県央地域の水道・農業用水に供給され、本土地改良区が管理する施設を通じ地区内の農地へ農業用水を供給している。用水の安定的な供給の確保は地域のライフラインを担う業務であり、業務の継続性は非常に重要である。

よって、大規模地震等の危機的状況が発生した場合、防災計画及び防災計画細則に加えて群馬用土地改良区業務継続計画【地震編】(以下「本計画」という。)に基づき、迅速な情報収集・伝達を図るとともに、施設の安全の確保と用水の安定供給に努めるため本計画を策定する。

2. 本計画の位置づけ

本土地改良区では、災害対策基本法等に準じ、「群馬用土地改良区防災計画」(以下「防災計画」という。)及び、その実施細則として「群馬用土地改良区防災計画細則」(以下「細則」という。)により、防災に関し執るべき措置を定めている。

これに対し本計画は、防災計画及び細則を補完するものであり、首都直下地震等の被害により本土地改良区の機能が影響を受けることを想定し、その場合にあっても、防災計画等に基づく防災に関する業務その他の必要な業務の継続性を確保するために、土地改良区が行うべき取組を定めるものである。

本計画は、訓練、災害に関する経験、対策の積み重ね、状況の変化等により適宜見直し、必要な修正を加える。

また、本計画の見直し・修正を通じて、必要があると判断した場合には、防災計画及び細則についても見直しの対象とする。

3. 基本方針

本土地改良区は、群馬県の県央地域の農地約6,300haへ農業用水を供給しており、用水の安定供給のほか土地改良区の業務継続は地域に必要な不可欠なものである。

よって本土地改良区では、以下の方針に基づき業務継続性の確保を図る。

- ① 被災施設による二次災害防止に万全を尽くす。
- ② 被災した施設の復旧に万全を尽くす。
- ③ その他、水の安定的な供給の確保の実施に当たり、必要な業務を継続する。
- ④ 必要な体制を整備する。

なお、被災下でこれらの業務を担う役職員等の安全確保について、十分に配慮する。

4. 本計画の構成

本計画は8章で構成する。各章の内容は次のとおり。

- 第1章: 本計画の基本方針と構成
- 第2章: 本計画で想定する地震規模と被害
- 第3章: 非常時に継続すべき優先業務の分類と実施
- 第4章: 業務継続に必要な執務体制
- 第5章: 業務継続のための執務環境の確保
- 第6章: 施設の耐震化状況
- 第7章: 関係機関との協力体制
- 第8章: 本計画に係る教育・訓練及び見直しを通じて業務継続性の確保方策の具体化・向上を図ること

| | | |
|----------------------------|---------------------|----|
| 第1章 基本方針 | | 目標 |
| 第2章 被害想定と業務継続への影響 | | 想定 |
| と る べ き 対 応 | 第3章 継続すべき優先業務 | |
| | 第4章 業務継続のための執務体制 | |
| | 第5章 業務継続のための執務環境の確保 | |
| | 第6章 施設の耐震化 | |
| | 第7章 関係機関との協力体制 | |
| 第8章 教育・訓練及び本計画の見直し | | |

図1 本計画の構成

第2章 想定被害と業務継続への影響

1. 地震発生時の被害想定

(1) 対象震度

中央防災会議首都直下地震対策専門委員会報告(平成17年7月)で想定している地震のうち、群馬用水地域に関連する地震は次の地震が最大である。★ H25.12.19中央防災会議資料の記載反映

■ 関東平野北西縁断層地震 M8.1 震度6弱以上

本計画では、震度6弱以上を対象とする。

図2 活断層の位置(赤太線)専門委員会報告P7

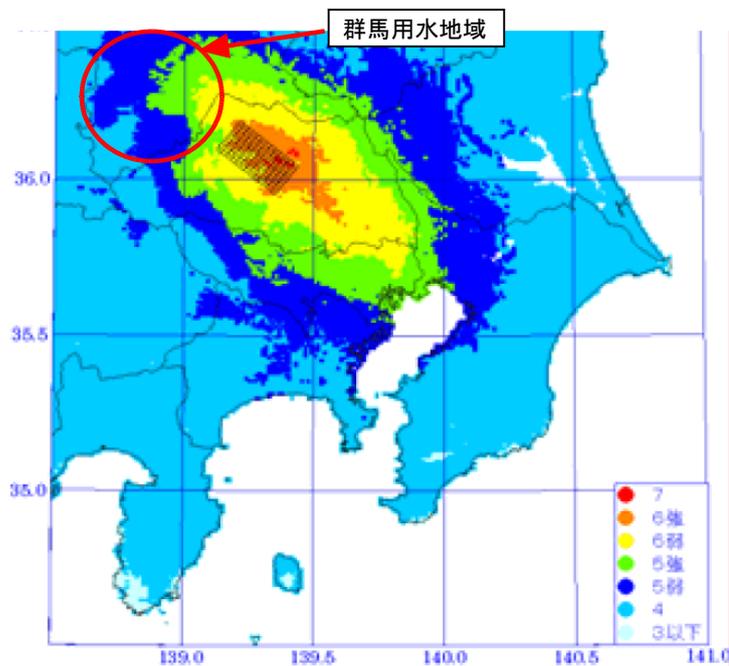
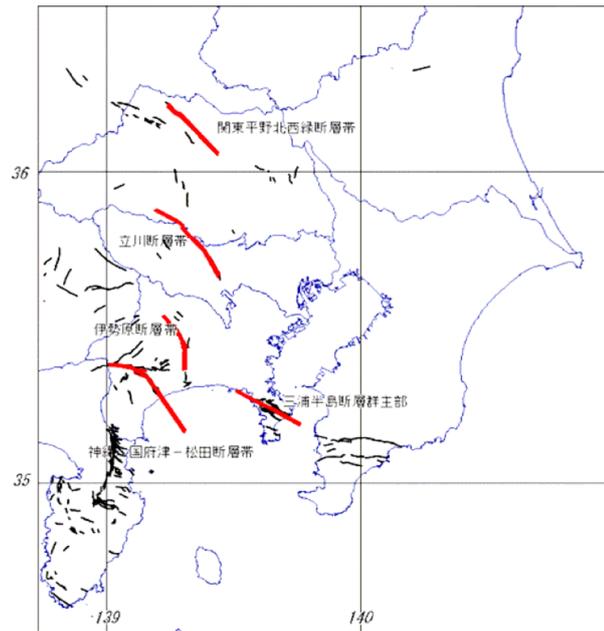


図3 震度分布(関東平野北西縁断層帯地震) 専門委員会報告P9

なお、群馬県地域防災計画 震災対策編(令和3年3月)では、次の地震が想定されている。

表1 想定されている地震(県防災計画P18)

| 想定地震名 | 規模 (M) | 想定断層の概要 | 震源断層モデル | | | | |
|-----------------------|-----------|----------------------------|-----------|-------------|------------|-----------|------------------|
| | | | 走向 (度) | 傾斜 (度) | 長さ (km) | 幅 (km) | 上端 深さ (km) |
| 関東平野北西縁断層 帯主部による地震 | 8.1 | 県南西部から埼玉県東部 にかけて分布する活断層 | 121° | 60° 南西傾斜 | 82 | 20 | 5 |
| 太田断層による地震 | 7.1 | 県南東部の太田市周辺に 分布する活断層 | 154.8° | 45° 南西傾斜 | 24 | 18 | 2 |
| 片品川左岸断層 による地震 | 7.0 | 県北部の沼田市周辺に 分布する活断層 | 16.8° | 45° 東傾斜 | 20 | 18 | 2 |

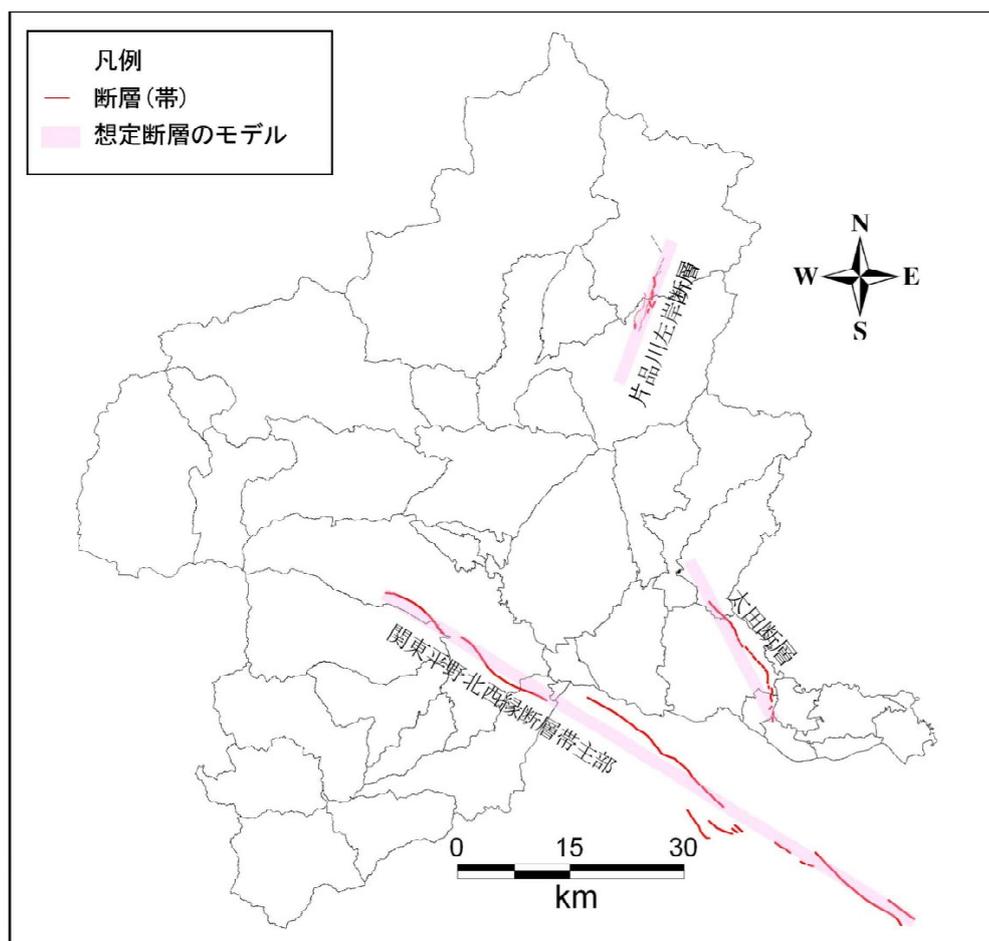


図4 断層の位置(防災計画P19)

(2)被害想定

被害想定は、水資源機構群馬用水管理所の想定を参考として、表2のように設定する。

表2 群馬用水土地改良区事務所の被害想定

(1)公共交通機関（鉄道）：

震度5強以上の区域は地震発生後3日間途絶。3日目以降は徐々に回復し、30日で全路線の運行ができる程度まで回復。

(2)庁舎

ロッカー内書類等が一部散乱するが、庁舎自体には大きな被害はない。

(3)庁舎に係る等のライフライン等の途絶による影響

1) 電気：供給が復旧(3日間)するまで使用不可。

2) 電話：

一般電話：NTT等、通信事業者回線は、1週間以上輻輳によりつながりにくい。

携帯電話：1週間程度、輻輳によりつながりにくい。パケット通信は使用可能。

3) インターネット

地震の発生後6日間程度は、通信回線の断線等が発生し、事業者による復旧も行われなため使用不可。

4) 上水（飲料水）

事業者による供給が復旧(5日間)するまで使用不可。

5) トイレ

原則として、上水・下水道復旧(5日間)するまで使用不可。

第3章 継続すべき優先業務

大規模地震により群馬用水地域が被災すれば、平常時の人員体制や執務環境を前提にした業務の実施は困難となる。このため、発災後に行うべき業務を優先業務としてあらかじめ選定し、被災下で限られる人的・物的資源を、その優先業務に集中的に投入することが必要となる。

1. 優先業務の分類

本地域が大規模地震に見舞われた場合に、防災計画及び細則で定められている防災関係の業務は、最優先で取り組むべきものである。このほか、一般業務の中にも特に継続実施が必要とされる業務が存在する。

従って、本計画に基づき継続すべき優先業務を、次の3つの業務に分類して定める。

①災害応急対策業務

防災計画及び細則に定める災害応急対策及び災害復旧に係る業務

②一般継続重要業務

③災害応急対策業務以外の、通常行われる一般業務のうち、特に継続実施が不可欠とされるもの

図5に、優先業務、災害応急対策業務、一般継続重要業務及びこれら以外の業務の関係を示す。

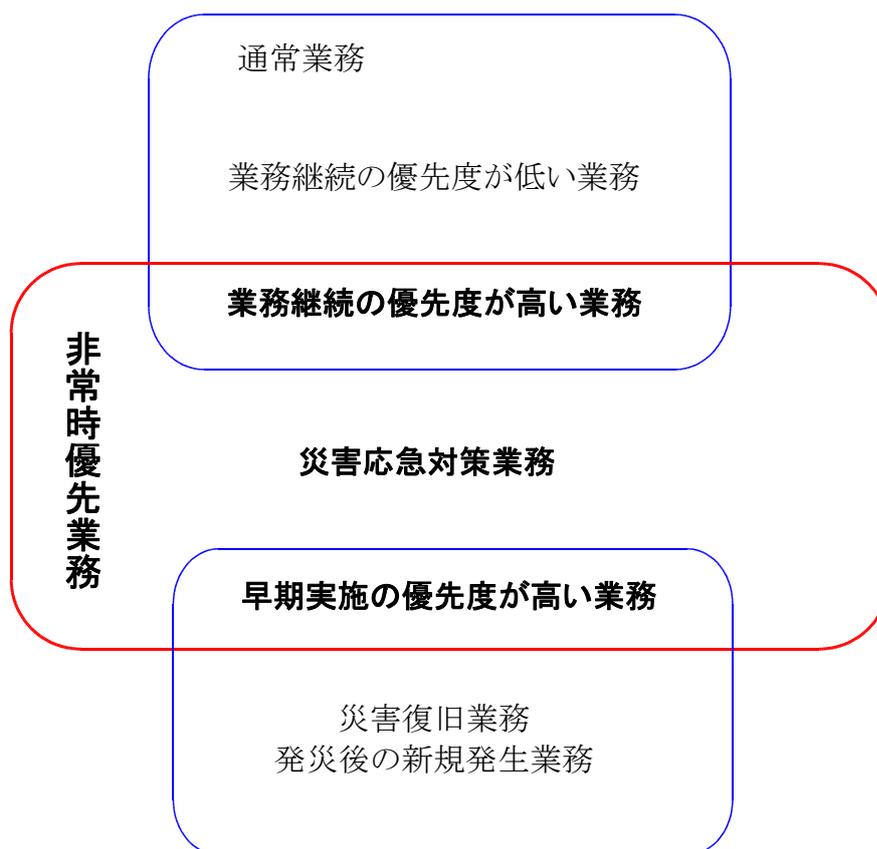


図5 優先業務等の概念図

2. 災害応急対策業務

災害応急対策業務は、被害情報等の収集、通信手段の確保など、地震発生によって生じる直接的な対策に係る業務である。

災害応急対策の業務内容は、細則別表3-1に定める非常態勢による。

3. 一般継続重要業務

一般継続重要業務は、防災業務計画等に規定はないが災害応急対策業務の実施に伴い必要となる業務及び地震発生の有無にかかわらず業務継続の優先度が高い業務である。

通常行われる一般的な業務のうち、発災後2週間まで当該業務が停止した場合の影響を分析し、利水者等への影響が相当程度発生すると考えられるものが該当する。

ただし、一般継続重要業務に該当する業務は、その実施時期や外部機関との関係等により実施の優先度が変わり得ることから、個別具体的に列挙することは必ずしも適切ではないため、業務のカテゴリーと代表的な業務の例を示すこととした。

表3 一般継続重要業務の例

| 業務のカテゴリー | 代表的な業務の例 |
|--------------------------------------|--|
| ○災害応急対策業務の実施に伴い必要となる業務 | ・法令、規程、達、文書審査管理及び公印管理等の迅速文書処理 ・訴訟、人権、コンプライアンス、不当要求対応、公益通報等の対外法務対応 ・利水者との連絡調整 |
| ○当該地震により被災した施設以外の施設に係る防災業務 | ・自然災害(洪水・濁水情報)、水質等の事故対応 ・報道対応 |
| ○対応の期限が定められており、これを延期しがたい業務 | ・契約関係、設計・審査 ・談合、倒産、指名停止対応 ・予算編成、管理 ・重要な協定、協議等の延長手続 |
| ○業務の停止により、本土地改良区以外の者に直接相当程度の影響を及ぼす業務 | ・請負代金等の支払い |

4. 優先業務(災害応急対策業務)の実施

被災想定の下、優先業務のうち災害応急対策業務について時系列で整理した。(表4)

発災後に開始すべき優先業務について、発災後「1時間まで」から「1か月まで」に至る経過を時系列で表4にて整理した。

表4 優先業務(災害応急対策業務)の実施

| 復旧等目標時間 | | 1時間 | 3時間 | 12時間 | 1日間 | 2日間 | 3日間 | 1週間 (許容中断時間) | 2週間 | 1か月 | 備考 | |
|------------|--------------|--|-----|------|-----|-----|-----|-----------------|--------|-----|----|--|
| 被災状況 | 公共交通機関 | 復旧まで3日間。全線可能まで1か月 | | | | | | | -----> | | | |
| | 電気 | 復旧まで3日間 | | | | | | | -----> | | | |
| | 電話、携帯電話 | 輻輳によりつながりにくい | | | | | | | -----> | | | |
| | インターネット | 回線の不通 | | | | | | | -----> | | | |
| | 飲料水 | 備蓄品により対応 | | | | | | | -----> | | | |
| | トイレ | 簡易トイレにより対応 | | | | | | | -----> | | | |
| 土地改良区の機能維持 | 総務班 | 防火本部設置運営 防火本部設置運営 | | | | | | | -----> | | | |
| | 情報班 | 庁舎点検、役職員の安否確認 | | | | | | | -----> | | | |
| | 管理班 | 施設の点検、応急復旧対策 | | | | | | | -----> | | | |
| 関係機関との連携 | 水資源機構群馬用水管理所 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 施設の被災状況・対応状況の情報提供 関係機関への応援・支援要請 </div> -----> | | | | | | | | | | |
| | 群馬県、中部農業事務所 | | | | | | | | | | | |
| | 関係市町村担当部局 | | | | | | | | | | | |
| | 各管理区 | | | | | | | | | | | |
| | 消防、警察等 | | | | | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | | | | | | |

※後方支援業務:庁舎内の片付け、飲食物の準備・調達、簡易トイレの準備、休憩スペースの確保、傷病者の応急手当、来訪者・帰宅困難者の対応等は班にかかわらず協力して実施する。

5. 被災施設の復旧

今後、被災する施設を想定し、当該施設に係る復旧目標時間及び当該目標時間の達成のために必要な業務・作業を設定していくものとする。現段階の本計画では、被災復旧に必要な業務・作業として想定される内容を列記する。

表5 被災施設の復旧に必要な業務・作業として想定される内容

| 項目 | 想定される作業等の内容 |
|-----------------------|---|
| 被災状況の把握・調査・検討 | <ul style="list-style-type: none"> 被災範囲、状況の把握 応急復旧方法の検討 |
| 応急復旧工事 | <ul style="list-style-type: none"> 対応可能業者の確保 工事契約手続き(緊急を要する場合) 資機材の手配 借地交渉 道路使用許可、河川放流許可等の協議 |
| 通水計画の検討 通水に関する施設操作 | <ul style="list-style-type: none"> 応急復旧工事完了までの通水計画検討 応急復旧工事完了後の通水再開の計画 これらの通水状態に対応した施設操作 |
| 第三者被害対応 | <ul style="list-style-type: none"> 被災者対応 家屋等の被害対応 |
| 応急的な通水の検討・対応 | <ul style="list-style-type: none"> ※水資源機構の所有するポンプ車等で応急的な通水が検討可能な場合、用水等確保の方法の検討等 方法検討 資機材の手配 ポンプ車の移動、設置等の対応の要請 |
| 利水者調整 | <ul style="list-style-type: none"> ※利水者、特に被災箇所の影響を受ける範囲の利水者に対しては詳細な説明を随時実施 被災状況、復旧見込みの情報 応急復旧作業内容 |
| 広報 | <ul style="list-style-type: none"> 指導機関への資料提出 記者クラブ等への情報提供 |

第4章 業務継続のための執務体制

1. 防災本部等

防災本部の長は、細則に基づき防災本部を設置し、必要に応じて次の班を編成する。

- (1) 総務班
- (2) 情報班
- (3) 管理第一班
- (4) 管理第二班

2. 発災時の行動

職員は、細則別表1-1「地震時の防災態勢発令基準」に定める基準観測点(以下「群馬用水の地震基準点」と言う。)で震度6弱以上(非常態勢発令事由)、5強若しくは5弱(第二警戒態勢発令事由)以上の地震が発生した際、その時刻が、勤務時間外又は勤務時間内の場合に応じて、それぞれ(1)又は(2)に示す行動をとる。

なお、職員が出張時など群馬用水地域以外の場所において発災した場合の行動については、(1)に示す“勤務時間外に発災”の場合と同様とする。

(1)勤務時間外に発災

1) 参集

- ・群馬用水の地震基準点で震度5弱(第一警戒態勢)以上の情報を覚知次第、家族の安全確保を図った上で、指示を待つことなく速やかに土地改良区事務所に参集する。
- ・参集後、その時点までに把握された施設の被災状況及びその後に行うべき業務について確認する。
- ・安否確認は、携帯電話等による通話又はメールで行う。
 - メールが届かない場合にあっては、まず参集することとし、参集の途中で随時、報告を試みる。また、状況により、災害用伝言ダイヤルも活用する。
 - 参集時には、参集途中の安全確保に留意し、被災状況を確認し、必要な事項を速やかに職員の間で情報共有する。また、参集時には、可能な限り本人用の飲食物を持参する。
 - 職員がやむを得ず参集できない場合は、速やかに所属班の班長に状況を連絡する。
 - 当該班における要員が不足している場合は、代替となる要員の確保について、状況に応じて他の班と相互に協力し体制を確保する。

参集できない場合(例)

1. 職員または家族等が被害を受け、治療または入院の必要があるとき。
2. 病気休暇、特別休暇、介護休暇、育児休暇に該当し、参集することが困難なとき。
3. 職員の住居または職員に深く関係する人が被災した場合で、職員が当該住居の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、または一時的に避難しているとき。
4. 参集途上において、救命活動に参加する必要が生じたとき。
5. 徒歩により参集せざるを得ない場合で、その距離が概ね20km以上のとき。

状況連絡の内容(例)

- ・所属、氏名、出勤できない理由、連絡・避難先、連絡方法等。

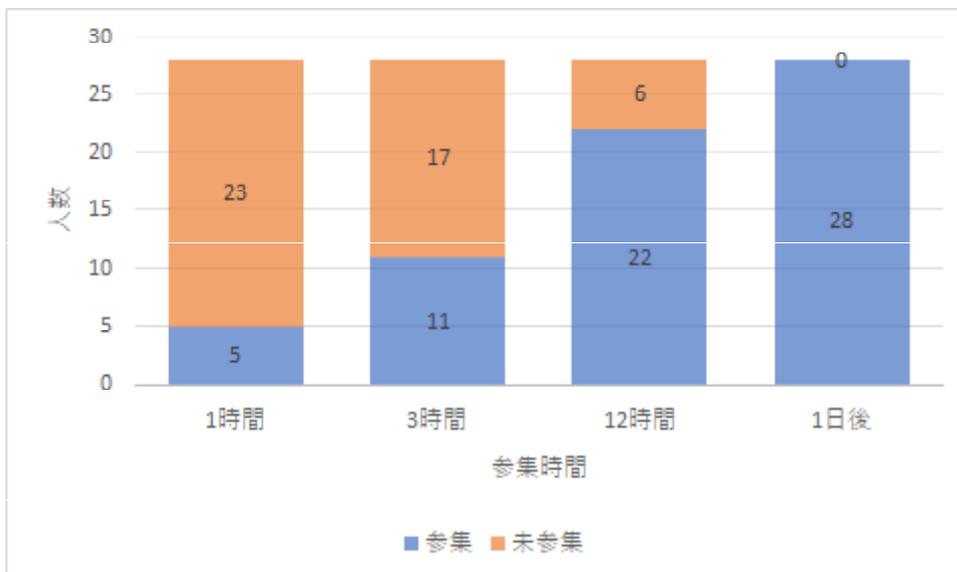
2)業務遂行

参集後は、災害応急対策業務を遂行する。

参考に、勤務時間外に発災した場合の職員の想定参集可能人数を図6に示す。

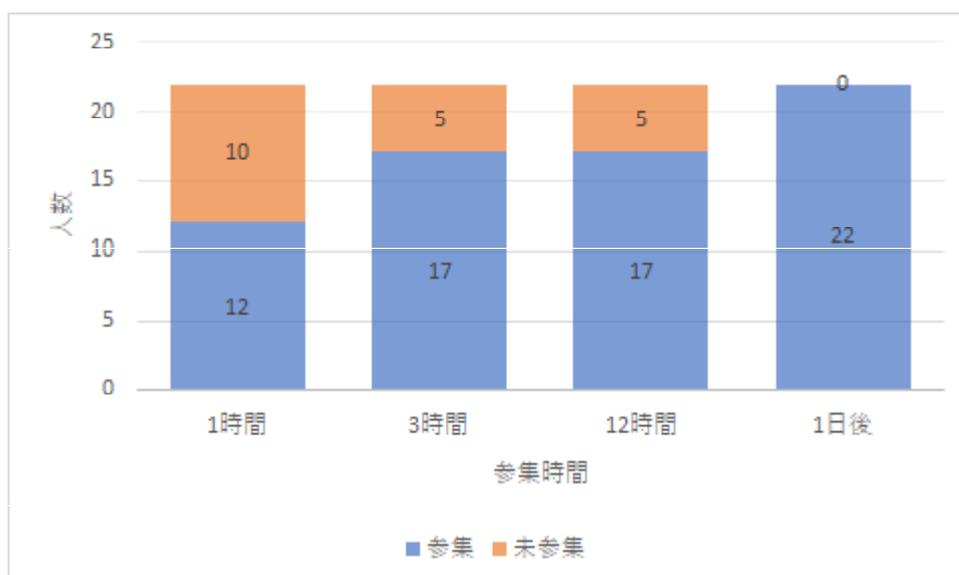
図6 想定参集可能人数

土地改良区事務所



| 経過時間 | 算定根拠 |
|-------|-----------------|
| 1時間後 | 事務所近隣在住者(5km以内) |
| 3時間後 | 事務所10km圏内在住者 |
| 12時間後 | 職員の8割 |
| 1日後 | 職員全員 |

各揚水機場



| 経過時間 | 算定根拠 |
|-------|-------------------|
| 1時間後 | 勤務先機場近隣在住者(5km以内) |
| 3時間後 | 勤務先機場10km圏内在住者 |
| 12時間後 | 機場運転手の8割 |
| 1日後 | 機場運転手全員 |

3)地域貢献

直ちに参集できず自宅等での待機する場合、自宅周辺での救出・救助活動、避難者支援に携わるなど、地域貢献、地元自治体への協力を積極的に取り組む。

(2)勤務時間内に発災

1)業務遂行

家族の安否を確認し、災害応急対策業務及等の優先業務を遂行する。

家族との連絡が取れない場合には、総務班に協力を依頼し安否確認を行う。

どうしても家族の安否確認ができず、かつ公共交通機関の状況によらず帰宅できる場合は、代替の防災要員を確保し、上司の許可を得て帰宅して家族の安否を確認する。

3. 安否確認

職員は、各々の携帯電話から状況を連絡(電話・メール)することで安否の確認を行う。

速やかに安否を確認できなかった者に対しては、災害時優先電話で確認する。ただし、電話が輻輳によりつながらない場合は、再度メールによる確認を試みる。

事務所と連絡できない者は、災害用伝言ダイヤル(電話番号171)で安否を報告する。

家族間の安否確認は、災害用伝言ダイヤル又は災害用伝言板(携帯電話)等を利用することとし、その周知を図っていく。

総務班は、安否確認の業務を担当する。

なお、安否確認は被災が想定される被害状況の場合に実施するものとし、震度4等で被災の可能性が小さいと考えられる場合は実施しない。

4. 権限委任

地震の発生時に迅速に対応し的確に業務を遂行するためには、組織内の業務が円滑に進むよう指揮命令系統が確立されることが重要である。防災本部の長が不在時の代行は、細則別表2の防災本部構成一覧の備考に記述の者(下記抜粋参考)が対応するものとする。

ただし、防災本部の長が参集できない状況であっても、連絡が取れ、指示を受けることが可能な場合は、権限の委任は行わないものとする。

<細則別表2 抜粋>

1. 本部長不在時の代行者は以下の通りとする。

事務局長 → 事務局次長 → 参事 → 管理課長

5. 職員用待機場所の確保

危機管理のため「24時間即応体制」をとり、災害発生時には、施設・通水の保全、第三者被害の防止のため出勤する必要がある。このため、土地改良区事務所小会議室及び中会議室を臨時的待機場所とする。

第5章 業務継続のための執務環境の確保

発災後、優先業務を実施するために必要な執務環境の整備について、現状を把握した上で目標を設定し、その達成に向けた対応を行う。

1. 庁舎・設備

(1) 庁舎

土地改良区事務所は、昭和56年改正の建築基準法に定める耐震性を有しており、震度6弱から震度7程度に対しても倒壊等の被害を生じないことを目標とした設計となっている。

(2) 電力供給

事務所の電力は東京電力新前橋変電所からの電力供給を受けている。その供給が停止した場合、現状では非常用電源設備が整備されておらず、太陽光発電設備の蓄電活用等、今後検討が必要である。

応急的な措置として、現場で必要としない場合はポータブル発電機で対応する。

組合員の電子情報はサーバーに保存されているが、サーバーには無電源設備が設置されているので、停電後約3時間の稼働は可能である。

(3) 生活環境整備

職員及び帰宅困難者の数日間の生活のため、細則付属書に応急用備蓄品一覧に基づく備蓄品を速やかに確保し、いつでも利用可能な状態で保管する。

2. 情報伝達、管理

(1) 通信体制

土地改良区では、以下に示す通信手段を備えている。

表6 土地改良区に備えている通信手段

| 通信手段 | 通 信 先 |
|-----------|------------------|
| 固定電話(NTT) | NTT回線利用者、携帯電話利用者 |
| 携帯電話 | 同上 |
| 移動無線 | 無線搭載車輛、携帯無線機 |

(2) 情報の管理等

① 業務データのバックアップ

業務データが保管されているファイルサーバーは冗長化構成ではないが外部ハードディスクに保存する二重化構成となっており、サーバーに障害が発生した場合でも復旧が可能である。

② 主要データの電子化

施設については、電子化に向けて整備中である。賦課情報以外の土地改良区の認可など運営に関わる重要書類についての電子化は全く進んでいないので、破損・消失に備えて電子化を検討する必要がある。

3. 緊急輸送車両等の確保

発災後、公道の交通規制が想定される。このため、表に示す車両を緊急輸送車両として、緊急通行車両等事前届出を行っている。その台数は細則付属書「災害時応急対応車輛一覧」による。

4. 広報

被災状況や災害対応状況等に関する情報提供は随時ホームページを通じて実施する。

5. 防災本部の代替措置

事務所建物は耐震性を有した設計であることから、防災本部の代替事務所は、現在の防災業務計画には特段設けていない。想定以上の震度の地震により庁舎が損壊するなど、不測の事態に備え、隣接する水資源機構群馬用水管理所の一部借用などの協議の検討を今後行うものとする。

6. 資機材・用品等の備蓄

必要な備蓄資機材は倉庫等に収納している。細則付属書「応急資材一覧」を参照。

7. 負傷者の救護

救急箱に応急的な薬等は備えられているが、重傷者等が発生した場合の救急措置、病院搬送方法等の具体的な方策が策定されていないので機構の応急手当マニュアル等を参考に策定する必要がある。

8. 帰宅困難者等への対応

平常勤務時に大規模地震が発生した場合には、来訪者や防災要員以外の事務所職員等が交通機関の被災等により帰宅困難となる場合がある。来訪者等への情報提供、食料の供給、待機場所の提供、医療機関や受け入れ施設への誘導等について必要に応じて配慮する。

9. 各個人における業務継続への取り組み

職員等に対し、地震の発生に備え、例えば、帰宅困難時のための着替え、冬期の発災に備えた防寒着など必要と考えられるものを、あらかじめ用意しておくことを推奨する。

第6章 施設の耐震化

土地改良区の管理する施設は、支線水路のパイプラインをはじめ、末端施設のパイプライン、附帯する空気弁、制水弁や減圧弁、更には揚水機場や加圧機場の構造物や機械設備、調整池等の構造物、水門などの附帯設備等多岐にわたる。パイプラインや機械設備は耐用年数を経過したもものから順次更新を行っているが、その量に対して更新が追いついていない。

また、建物や調整池などの構造物の耐震化は進んでいない。今後は、復旧手段の改善や復旧時間短縮に向けパイプラインや機械設備だけでなく建築物や調整池の耐震化を検討する必要がある。

第7章 関係機関との協力体制

被災施設の復旧等に当たり必要となる、施工業者、維持管理業者等の協力企業及び消防、警察等の公共機関及び群馬県、関係市町村担当部局との協力体制の構築(関係機関との災害協定の締結又は見直しを含む。)については、次のとおり。

土地改良区では、対策等を図るための、応急出動協力に関し「群馬用水維持管理協定書」及び「災害応急対策に関する協定」を施設近隣の建設業者等と締結している。

この協定に基づき、災害時の施設の巡視点検、被災があった場合の応急対応等の強力体制を整備している。

また、幹線水路の配水及び緊急時の連携強化を図るため、水資源機構群馬用水管理所と覚書を締結している。

この覚書に基づき、緊急時における幹線水路の確実な操作による被害拡大防止や、円滑な操作のための連携強化を行っている。

この協力体制を維持していくものとする。

第8章 教育・訓練及び本計画の見直し

1. 教育・訓練

(1) 教育

職員等が、本計画に基づき発災時に迅速な対応ができるよう、本計画の内容について、よく理解しておくことが重要である。

このため、毎年防災業務説明会を開催し本計画の内容説明を行い、各個人における発災時の行動、実施すべき業務内容等について確認する。

また、家族の安否確認は、職員が安心して業務を遂行する上で重要であり、その方法につき定期的に確認する。

本計画は、サーバー内共有フォルダに掲載し、職員等がいつでも確認できるようにする。

(2) 訓練

職員が本計画に基づく実働体制を想定させることを目的とした訓練を、他の防災訓練の実施時期と調整を図りつつ、定期的にも実施していくものとする。

(訓練の例)

- ・防災実施訓練
- ・歩行参集訓練
- ・安否確認訓練
- ・情報伝達訓練
- ・点検・調査訓練

また、職員のみならず、家族等を含めた訓練も重要であることから、災害用伝言ダイヤル、掲示板体験利用提供日に合わせた安否確認に係る訓練を、定期的にも実施していく。

2. 本計画の見直し

本計画を実効あるものとするため、PDCAサイクルを通じ、継続的に改善を図っていくことが重要である。

訓練を実施した際には、訓練時の情報整理や問題点・改善点の抽出による検討を行い、内容の見直しを行うとともに、今後の課題を抽出し、本計画に反映させていくものとする。

また、防災計画及び細則の修正があった際には、必要に応じ本計画も修正する。

P：計画検討

D：防災訓練、被災想定の見直し、関係機関との危機管理情報の共有

C：計画の再検討

A：計画の修正、備蓄資材の整備・更新